

**電気事業者等から定期的に徴収する情報について**

# 電気関係報告規則について

- 電気関係報告規則(省令)においては、電気事業者等が報告すべき項目を規定しており、同規則第2条において、次の項目が定期報告事項とされている。今般、電力取引監視等委員会において電力取引の監視を適切に行うため、新たに報告すべき項目を創設することを検討している。

報告事項	対象	報告先	詳細
発受電月報	電気事業者	経済産業大臣	電気事業者の発電や他社からの受電情報等の収集を行う。本調査の情報を集計し、「電力調査統計」として公表している。
設備資金年報	電気事業者	経済産業大臣	設備投資額の推移等を把握・分析するために、設備投資に係る経費等の情報の収集を行う。
一般電気工作物調査年報	・電気事業者 ・自家用電気工作物を設置する者 ・登録調査機関	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	一般用電気工作物の不良率を低減し、安全水準の向上を図るため、竣工調査と定期調査の実施状況に関する情報の収集を行う。
電気保安年報	電気事業者	経済産業大臣	電気工作物の事故原因等の質的分析や統計的分析を行うため、定期的に事故情報等の収集を行う。
自家用発電所運転半期報	自家用電気工作物を設置する者	電気工作物の設置場所を所管する経済産業局長	発電所の最大出力が1,000kW以上の自家用発電所について、動力種や燃料種、月別発電電力量、電気事業者等への送電電力量等に関する情報の収集を行う。
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報	電気事業者	経済産業大臣	ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器は、数が多く、取替え等が比較的頻繁に行われるため、届出制度とせず、定期報告として情報の収集を行う。
<b>電力取引報（仮称）</b>	・電気事業者 ・卸電力取引所	<b>電力取引監視等委員会委員長</b>	<b>本項目を新たに創設することを予定。取得する情報の詳細については、次の頁を参照。</b>

# 定期的に取得する情報について

- 電力取引監視等委員会において実施すべき市場監視は、①市場の競争状況の監視と②不正行為の監視、③送配電部門の規制料金の監視に大別されるところ、定期的に報告徴収として取得する情報は次のとおり。

## ①市場の競争状況の監視のための情報

- 基礎的な情報を比較可能な形で収集する必要があるため、**原則として定期的に報告徴収を行う。**

### (1) 小売電気事業者

- 販売電力量・供給需要家数
- 小売料金メニュー情報（メニュー名、料金設定等）
- 特定小売供給約款の契約変更状況

### (2) 一般送配電事業者

- 需給調整費用情報（ $\beta$ 値の算定基礎情報）
- 需要家のスイッチングに関する情報

### (3) 発電事業者

- 常時バックアップ情報（販売電力量等）
- 10万kW以上の発電ユニットの定格出力情報(注1)
- 事業者ごとの発電実績情報(注2)

### (4) 卸電力取引所

- 取引会員情報
- インバランス発生係数（ $\alpha$ 値情報）
- スポット市場における入札情報、約定情報
- 1時間前市場における約定情報
- 先渡市場における入札情報、約定情報

注1：10万kW以上の定格出力情報はインサイダー情報公表サイトで確認可能。  
注2：事業者の発電実績情報は発電電月報として、月次で取得するため対象外。

## ②不正行為の監視のための情報

- **定期的に確認することにより不正行為認知の端緒につながり得る情報については、定期的に報告徴収を行う。**

### (1) 小売電気事業者

- 再生可能エネルギー電気（FIT電気以外・FIT電気）の販売電力量・買取実績  
(再生可能エネルギー電気を小売供給の特性として販売する際の表示と実態との整合性を確認するため)

### (2) 一般送配電事業者

- インバランス発生状況  
(インバランス精算料金を自ら有利なものに誘導しているか等について確認するため)

- その他必要な情報については、随時、個別に取得する予定。

## ③送配電部門の規制料金の監視のための情報

- 託送料金の適正性の確認及び離島における料金水準を本土並みに担保するため、必要な情報については適時、別途の省令の他、個別の報告徴収により定期的に取得するものとする。